

○青森県特定非営利活動促進法施行細則 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(電子情報処理組織による申請等)</u></p> <p><u>第二十六条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。)第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等(情報通信技術活用法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。)を行う者は、次に掲げる事項を、条例第十七条第一項の申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。</u></p> <p><u>一 当該申請等を書面等(情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。以下同じ。)により行うときに法、条例又はこの規則の規定により当該書面等に記載すべきこととされている事項</u></p> <p><u>二 当該申請等を書面等により行うときに法、条例又はこの規則の規定により添付すべきこととされている書面等に記載すべき又は記載されている事項</u></p> <p><u>三 識別符号及び暗証符号</u></p> <p><u>2 条例第十七条第三項及び前項第三号の識別符号及び暗証符号は、知事が別に定めるところによる。</u></p>	<p>&lt;新設&gt;</p>
<p><u>(電磁的記録による縦覧等の方法)</u></p> <p><u>第二十七条 条例第十八条の規則で定める方法は、情報通信技術活用法第三条第七号に規定する電磁的記録に記録されている事項をインターネットを利用する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法とする。</u></p>	<p>&lt;新設&gt;</p>

改正後	改正前
<p>(電磁的記録による備置きの方法等)</p> <p><u>第二十八条</u> <u>条例第十九条第二項</u>の規則で定める方法は、次のいずれかの方法とする。</p> <p>一～二 略</p> <p>2 特定非営利活動法人は、<u>条例第十九条第二項</u>及び前項の規定による電磁的記録の備置きを行うときは、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書類を作成することができるための措置を講じなければならない。</p>	<p>(電磁的記録による備置きの方法等)</p> <p><u>第二十六条</u> <u>条例第十七条第二項</u>の規則で定める方法は、次のいずれかの方法とする。</p> <p>一～二 略</p> <p>2 特定非営利活動法人は、<u>条例第十七条第二項</u>及び前項の規定による電磁的記録の備置きを行うときは、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書類を作成することができるための措置を講じなければならない。</p>
<p>(電磁的記録による作成の方法)</p> <p><u>第二十九条</u> <u>条例第二十条第二項</u>の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。</p>	<p>(電磁的記録による作成の方法)</p> <p><u>第二十七条</u> <u>条例第十八条第二項</u>の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。</p>
<p>(電磁的記録による閲覧の方法)</p> <p><u>第三十条</u> <u>条例第二十一条第二項</u>の規則で定める方法は、電磁的記録に記録されている事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を閲覧に供する方法とする。</p>	<p>(電磁的記録による閲覧の方法)</p> <p><u>第二十八条</u> <u>条例第十九条第二項</u>の規則で定める方法は、電磁的記録に記録されている事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を閲覧に供する方法とする。</p>
<p>(雑則)</p> <p><u>第三十一条</u> 略</p>	<p>(雑則)</p> <p><u>第二十九条</u> 略</p>